

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）」
- ・「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定案

2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」（主査：大橋 弘 東京大学大学院 公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授）における議論を踏まえ、電気通信事業者がゼロレーティングサービスを提供する際に、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及びその関係法令等の運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理するため、「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」を策定し、同ガイドラインの内容等に関する「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の記述を改定しますので、令和 2 年 1 月 17 日（金）から同年 2 月 15 日（土）までの間、意見を募集することとします。

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 提出期間

令和2年 1 月 17 日（金）から同年 2 月 15 日（土）まで（必着）

5 提出様式

別添意見提出フォーマットに、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

意見を補足する資料があれば、A4判（様式自由）で添付してください。

6 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: net_neutrality_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ 事務局 宛
て

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ 事務局 宛
て

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号:03-5253-5855

担当電話:03-5253-5853

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ 事務局 宛
て

※担当者に電話連絡後、送付して下さい。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

7 留意事項

- ・ 本意見募集で提出された御意見につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。

す。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の使命は公表しません。）。

- ・ 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

8. 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

担 当：細野課長補佐、内藤係長、石井官

電 話：03-5253-5853

F A X：03-5253-5855

電子メールアドレス：net_neutrality_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。